

広島県教育委員会規則第六号

広島県就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

広島県就学指導委員会規則（昭和五十一年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県特別支援教育指導委員会規則

第一条中「児童・生徒」を「幼児、児童及び生徒」に、「就学指導を適正に行い、もつて障害児に係る義務教育の円滑な実施を図るため」を「適正な就学及びその後の一貫した支援（以下「適正な就学等」という。）に関する指導又は助言を行うため」に、「広島県就学指導委員会（以下「委員会」という。）」を「広島県特別支援教育指導委員会（以下「指導委員会」という。）」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 指導委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

一 広島県立特別支援学校に就学しようとする者及び現にこれらの学校に在学する者のうち、障害の種別、程度を判断することが困難な者について、適正な就学等に関して調査審議を行うこと。

二 障害の種別、程度を判断することが困難として、市町教育委員会から依頼を受けた者について、適正な就学等に関して調査審議を行うこと。

三 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

第二条第二項を削る。

第三条中「委員会」を「指導委員会」に改める。

第五条第一項中「委員会」を「指導委員会」に、「必要があるときは、調査員を置くことができる。」を「調査員を置く。」に改め、同条第二項中「調査員は、」の下に「広島県立特別支援学校の校長及び教員並びに係行政機関の職員のうちから、」を加え、同条第三項を削る。

第六条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第八条第一項中「委員会」を「指導委員会」に改める。

第九条中「委員会の」を「指導委員会の」に改める。

第十条中「委員会」を「指導委員会」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十六年五月十五日から施行する。